

## 豊明市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年9月28日

豊明市監査委員

古橋 洋一  
三浦 桂司

- 1 監査の対象  
健康福祉部 保険医療課
- 2 監査の期間  
平成30年4月26日から平成30年5月21日まで
- 3 監査の範囲  
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行した事務事業
- 4 監査の項目
  - (1) 収入事務
  - (2) 支出事務
  - (3) 契約事務
  - (4) 財産管理事務
  - (5) 一般事務
- 5 監査の結果  
今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
- 6 監査の対象  
行政経営部 企画政策課  
行政経営部 情報システム課  
行政経営部 とよあけ創生推進室
- 7 監査の期間  
平成30年5月2日から平成30年5月28日まで

## 8 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行した事務事業

## 9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

## 10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 11 監査の対象

健康福祉部 社会福祉課  
健康福祉部 健康長寿課

## 12 監査の期間

平成30年5月11日から平成30年6月6日まで

## 13 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年4月30日までに執行した事務事業

## 14 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

## 15 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 日常生活用具給付券の発行手続きにおいて、一部不備な点が見受けられた。  
(社会福祉課)
- (2) 地域包括支援センター業務委託料精算の支出事務において、支出負担行為決議書に一部不備な点が見受けられた。  
(健康長寿課)

#### 1 6 監査の対象

豊明福祉会及び当該団体等を管轄する社会福祉課

#### 1 7 監査の期間

平成30年5月11日から平成30年6月6日

#### 1 8 監査の方法

平成29年度豊明市生活介護事業所運営費補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

#### 1 9 監査の結果

今回監査した、豊明福祉会及び当該団体等を管轄する社会福祉課の平成29年度豊明市生活介護事業所運営費補助金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。